（その１）

収　支　報　告　書

令和 7 年分
（　　年　　月　　日開催分）

（ふりがな）
1. 政治団体の名称　ぜいりしによるわかまつかねしげこうえんかい 税理士による若松かねしげ後援会
2. 主たる事務所の所在地　福島県郡山市堤下町8番10号
3. 代表者の氏名　宗像住孝
4. 会計責任者の氏名　矢部豊

（事務担当者の氏名）
矢部豊
（電話）
024-946-0191

（収受欄）
福島県選挙管理委員会 令和 -8.1.19 収受 福選中第 号

政治団体の区分	
□	政党
□	政党の支部
□	政治資金団体
□	政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
✓	その他の政治団体
□	その他の政治団体の支部

資金管理団体の指定の有無	
□	有
✓	無

公職の種類　　（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

活動区域の区分	
□	２以上の都道府県の区域等
✓	同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分	
□	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
□	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名
公職の種類　　（現・候）

（選管使用欄）

団体番号	審査記帳	入力	
5307	✓	□	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 7 年 1 月 1 日から
令和 7 年 7 月 23 日まで

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	968,299
（前年からの繰越額）	966,745
（本年の収入額）	1,554
支　出　総　額	968,299
翌　年　へ　の　繰　越　額	0

２　収入項目別金額の内訳

（1）個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数	0

（2）寄　附

ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)	0	
（寄附のうちあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア＋イ）	0	

注1)　同一の者からの寄附（イに該当するものを除く。）で、その金額の合計額が、年間５万円を超えるものについては（その7）の内訳欄に、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに金額及び年月日を記載しなければなりません。なお、租税特別措置法第41条の18の適用を受けようとする場合は、その金額にかかわらず同じく内訳欄の記載が必要です。以上に該当しないものは、（その7）の「その他の寄附」欄にまとめて記載してください。

注2)　イに該当する寄附について（その９）に同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載してください。

（その６）

(6)　その他の収入		
摘要（1件10万円以上のもの）	金　　額	備　　考（年月日等）
	十億　百万　千　円	
この頁の小計	0	
1件10万円未満のもの	1,554	
合　　計	1,554	

注）その他の収入（個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入をいいます。）については、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載すること。

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考
	十億 百万 千 円	
1 経常経費		
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	0	
(4) 事務所費	28,299	発送料、振込手数料、事務取扱手数料
小計	28,299	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	0	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
小計((3)ア～エ)	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	900,000	福島県税理士政治連盟
(6) その他の経費	40,000	政治資金監査報酬
小計	940,000	
合計	968,299	

（その14）

（２） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費	
支出の目的 （1件当たり5万円以上のもの）	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出 （1件当たり5万円未満のもの）	28,229				
合計	28,229				

注） この様式は、資金管理団体及び政治資金規正法第19条の13第1項の規定により同法第19条の12第1項に規定する経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。

「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

（その15）

（3） 政治活動費の内訳			項目別区分	寄附・交付金 （寄付金）	
支出の目的 （1件当たり5万円以上のもの）	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附	900,000	R7.12.04	福島県税理士政治連盟	福島県郡山市堤下町8-10	
この頁の小計	900,000				
その他の支出 （1件当たり5万円未満のもの）	0				
合計	900,000				

注） 「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。
「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

（その15）

（３） 政治活動費の内訳			項目別区分	その他の経費 （ 監査報酬 ）	
支出の目的 （1件当たり5万円以上のもの）	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
政治資金監査	20,000	R7.7.2	登録政治資金監査人　加藤英夫	福島県郡山市鶴見坦1-6-34	
〃	20,000	R7.12.16	〃	〃	

この頁の小計	40,000
その他の支出 （1件当たり5万円未満のもの）	0
合計	40,000

注）「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。
「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

① 領収書等の写し
2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
③ 政治資金規正法監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　8　年　1　月　19　日

政治団体の名称　　税理士による若松かねしげ後援会

会計責任者の氏名　　矢　部　　豊　　㊞

代表者の氏名（解散団体のみ）　　宗　像　　住　孝　　㊞

（備考）　1　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置（記名押印）を講ずる場合は、この限りでない。
2　政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置（記名押印）を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和8年1月15日

税理士による若松かねしげ後援会
代表　宗像　住孝　殿

登録政治資金監査人
加藤英夫税理士事務所
加藤英夫
登録番号第1510号
研修修了年月日　平成20年12月5日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、税理士による若松かねしげ後援会の令和７年１月１日から令和７年12月31日までの法第１２条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、税理士による若松かねしげ後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。尚、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。

3　業務制限

税理士による若松かねしげ後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。また、税理士による若松かねしげ後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。　以　上